コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Double Standard Inc.

最終更新日：2017年6月30日

ＭーＤＳ
代表取締役 清水　康裕
問合せ先：槙前 智博　TEL 03-5413-3747
証券コード：3925

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性及び透明性を高めるとともに、株主をはじめとするステークホルダーと良好な信頼関係を築き、企業価値を増大させるため、経営の健全性並びにコンプライアンス(法令遵守)の徹底によりコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中島正三	1,945,000	59.03
本田浩之	235,000	7.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	95,700	2.90
清水康裕	95,000	2.88
インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合	60,000	1.82
赤浦徹	60,000	1.82
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	45,000	1.37
松井敬一	30,000	0.91
加藤義博	27,300	0.83
株式会社SBI証券	27,200	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	中島　正三
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引に際しては、法令や社内規程に基づき、また必要に応じて取締役会の決議を経た上で行うとともに、監査役や内部監査人が監査を行うことにより、適正な取引が行われているか監視いたします。なお、将来において取引を行う可能性が生じた場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議・決定し、少数株主の利益を害することの無いよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	4 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本田浩之	他の会社の出身者							△				
徳永博久	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田浩之	○	―――	企業経営において豊富な知識と経験及び幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
徳永博久		―――	弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、当社の社外取締役としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、4名の監査役で構成され、全て社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。毎月1回定期的に監査役会を開催するほか、取締役会に出席し、迅速かつ公正な監査体制をとっております。また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は定期的に意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで連携を図っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大島康則	他の会社の出身者													
松井敬一	他の会社の出身者													
塚田和哉	他の会社の出身者													
赤浦徹	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島康則		―――	証券業界での長い経験から豊富な知識及び幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
松井敬一		―――	事業会社における豊富な知識と経験及び幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

塚田和哉	○	―――	公認会計士として税務及び会計に関して豊富な知識と経験並びに企業監査における豊富な実績と高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また同氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
赤浦徹		―――	IT業界を中心とした豊富な知識と経験及び幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

―

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第5期(平成29年3月期)における社外取締役を除く取締役の報酬等の総額は38,600千円であり、その内訳はすべて基本報酬であります。なお、報酬額が1億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては管理部が、社外監査役に対しては常勤監査役及び内部監査人が中心となり、必要な情報の収集や資料提供等のサポートを実施しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会・役員体制
取締役会は4名の取締役で構成され、うち2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項の他、経営に関する重要な事項についての審議・決定を行っております。取締役会には監査役が出席し、取締役の業務執行状況を監督しております。

監査役会・監査役

監査役会は、4名の監査役で構成され、全て社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。毎月1回の監査役会を開催し、また取締役会及び社内の重要な会議に出席し、当社の経営に対する監視並びに取締役の業務執行についての監査を行っております。

マネージャーミーティング
社長その他の取締役とマネージャー及び社長が必要と認めた者で構成されたマネージャーミーティングを行っております。取締役会で決議された基本的方針に対する具体的戦略、及び各部門で抱える経営課題について、迅速かつ機動的に意思決定を行い、従業員の意見を経営に反映させるべく協議を重ねております。
なお、マネージャーミーティングの開催状況は、毎週火曜日の定時開催をしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、事業規模に合わせた適正な業務執行と意思決定を行うことができる経営体制を構築するとともに、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより経営に対する透明性の確保と監査機能の強化を図ることが可能と考え、社外取締役2名、社外監査役4名を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算発表の早期化と併せ、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、電磁的方法による議決権の行使を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用サイトを構築し、当社の情報を速やかに発信できる体制を整えております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーとして作成し、ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要課題であると考え、業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針を平成27年3月24日取締役会にて以下のとおり定めており、この基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

a　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及びその他社内規程を遵守するための「行動規範」を制定し、適正かつ健全な企業活動を行います。
(2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
(3)「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置して
コンプライアンス体制の構築･維持に努めます。
(4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応します。

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。
(2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 取締役会は、経営上の重大なリスク、その他様々なリスクに対処するため、「リスク管理規程」等を整備し、適切に管理体制を構築します。
(2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置し、適切かつ迅速な対応を行い
損失の拡大を防止する体制を整えます。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適時開催します。
(2) 取締役会は、取締役の職務執行の妥当性･効率性を監督します。
(3) 意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性･客観性を確保するため、社外取締役を招聘します。

e　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、当社及び子会社等の遵法体制、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。
(2) 当社は、当社及び子会社等における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社等と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。

f　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役は、管理部等の使用人に、監査業務及び日常業務について補助を受けることができるものとします。
(2) 補助を行う使用人は、その補助に関して、取締役の指揮等を受けないものとします。

g　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書等を閲覧し
取締役及び使用人に職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
(2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実のほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときには、速やかに監査役に報告するものとします。

h　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、内部監査部門と定期的及び随時に情報交換及び協議を行い、相互の連携を図り、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとします。
(2) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けるとともに、定期的及び随時に情報交換及び協議を行い、相互の連携を図るものとします。

i　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
(1)「行動規範」等において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当な要求には断固として拒絶することを明言し、対応方法等を整備し周知を図っています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たないことを掲げ、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現するため以下の基本方針を定めております。
○組織としての対応
反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下
組織全体として対応する。反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
○外部専門機関との連携
　反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター
弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
○取引を含めた一切の関係遮断
　反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
○有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

○裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。

なお、当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応マニュアル及び反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、反社会的勢力の情報収集・検証・対策等を一括管理する部署を管理部に設け、常時継続的な反社会的勢力に対する管理の体制を構築し、日々の業務に取り組んでおります。

具体的には、

1.新規取引先、既存取引先

WEB検索、記事検索及び基本契約に反社排除条項を必須条項として記載

2.株主

WEB検索、記事検索

3.役員

WEB検索、記事検索並びに過去現在を問わず関係した・している会社のWEB検索

4.従業員

WEB検索、記事検索

さらに、所管警察署の相談窓口との関係強化に努め、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに参加しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

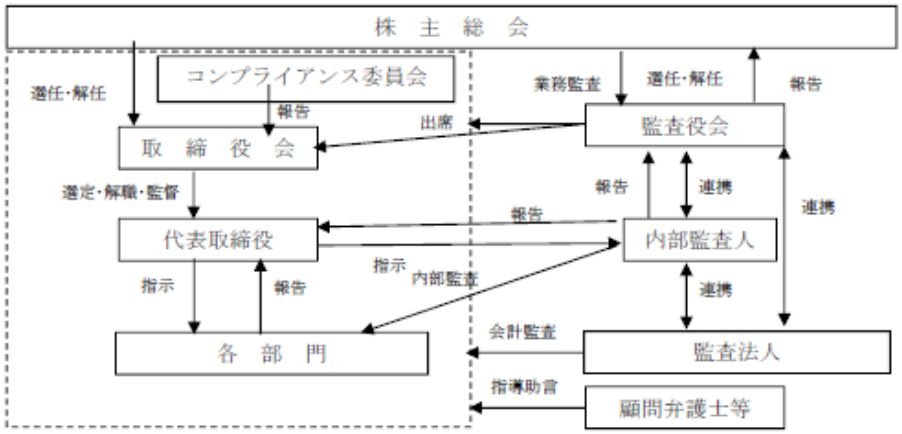

【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決定事実・決算情報＞

